

女兒の逸失利益と家事労働の評価

後 藤 佳 旦

はしがき

- I 家事労働の経済的価値
 - II 女兒の逸失利益と男女格差是正について判例の動向
 - III 女兒の逸失利益と男女格差是正について学説の動向
- あとがき

はしがき

今日交通事故の犠牲者の数が増加の一途を辿っているが、被害者のうち老人・子供の占める比率が大きいことが統計上示していることは誠に痛ましい限りである。

不幸にして生命に被害を受けた場合、損害賠償法的アプローチとして、財産上の損害は被害者が現実に受けた損害（減収額・入院治療費等）のほかに、事故に遭遇しなければ被害者が取得するであろう「得べかりし利益」の喪失による損害に大別できる。

逸失利益の喪失による損害の評価は、将来の不確定な財産上の利益を想定した上でそれに対応する減収額を計算する。したがって有職者とともに幼児や主婦のように現実に収益のない場合、評価の基礎となる利益を何等かの方法で明確にしなければならないが、それを現時点で証明する確実な資料を得ることは困難である。

最高裁39年判決（最高裁 昭和39年3月2日判決『最高民集』18巻5号、874頁）は、控え目な算定方法を採用することによって証明度の軽減を考慮した判断を示している。

ところで幼児のうち、男児は社会的経験則から有職者を想定して具体的有形的な収益を予想することができるが、女兒の多くは婚姻後主婦専業の場合が予想されるが、伝統的な逸失利益算定法理に依拠する限り、具体的有形的な収益を期待することが困難である。

家事労働の収益性について、経済学的には価値

論の視点から消滅的に捉えられているが、法律学的には、生命の尊厳性の観点から、性別や被害者の個人性を超越して損害賠償を積極的に評価する方向を示している（最高裁 昭和49年7月19日判決破棄差戻『最高民集』28巻5号、872頁）。

判例実務上、賠償額の算定の基礎資料として男女別賃金センサスを採用することが定着しているが、経済社会の現状として男女間の賃金格差が明白である以上、女子労働者賃金センサスによって評価する結果として、賠償額において男女間に不公平が生じる。このことは憲法の保障する男女の本質的平等（憲法14条、民法1条のII）の理念と矛盾することになり、当該評価方法の合理性に疑義をもつ。

以上の観点から、本稿は女兒の逸失利益の評価に関連して、家事労働の経済的価値、男女間の格差是正の方法論について判例ならびに学説の動向を概観して、若干考察を行う。

I 家事労働の経済的価値

家事労働の経済的価値について、経済的視点から消極的に解されている。すなわち経済的価値の概念規定について、「価値とは、商品生産者の私的な労働が社会的分業の一環であることを示す形態なのであるから、社会的分業の一環とはなりえぬ私的な課程での労働は、それがどれ程有用的であると力説されようとも、経済的価値を生みだすものではない」と説明している。

経済的価値は生産者の私的な労働が、自己の家

族集団の生活のための生産—使用価値を意味するものではなくて、商品生産の課程において私的労働が社会的分業に発展して他人のための使用価値を發揮または使用価値として機能する場合に交換価値（商品交換価値）を帶有する。このように社会的分業＝商品生産労働の論理によって経済的価値を規定する。したがって家事労働の経済的価値について、社会的分業＝商品生産労働と対置して考察することは、その論点を明確にするために有意義である。

学説は家事労働を価値論と対置して使用価値の側面から捉えて、次のように述べている。

「主婦が仕立てる衣服も商品として工場で生産される既製服も、衣服であることにはかわりはない。したがってこの種の労働は使用価値の『生産』であり、そのための労働力の支出である。しかし、この生産は生産物を商品として売るための生産ではなく、直接使用価値として消費するための『生産』である。その結果、この労働力の支出が当事者によって費用として意識されることは比較的小ない。一般的にいえば、みずから仕立てた衣服を子供に着せ、手づくりの料理を家族に食べさせることが主婦の生活そのものであるという意識がつよいのである。」⁽²⁾

すなわち、家事労働は直接には経済的利益を目的とせずに、家族生活の維持発展への合目的な労働であるから、生活の内部で、生活そのものと不可分の形でおこなわれる⁽³⁾から、個別的家族の私的・消費的労働であって、社会的生産労働に対置する。

資本主義生産様式において、社会的労働は単に価値を生むばかりではなく、資本のために剩余価値を生産する。⁽⁴⁾労働者世帯において社会的労働に従事する夫は剩余価値生産労働を支出して対価が支払われる有償労働であるのに対して、主婦である妻の家事労働は家庭内部のサービスを志向しているために如何に努力しても剩余価値を生産しない無償労働である。

この点について、農業・商業等家内企業の場合主婦は家事労働の担い手であると同時に、夫と共同の商品生産者でもある。しかるに家内企業は家族員の意識が非合理的な家族的経済生活の一体感に支えられているために、家事労働と生産労働を明白に区別することは容易ではなく、両者が未分

離の状態において家族労働に包摂されている結果として、兼業主婦の労働は実質的に有償労働であるにも拘わらず無償労働として取り扱われる。

いずれにしても家事労働について、経済学的視点から価値論との整合性に捉われる限り収益性は否定されることになる。したがって家事労働の創造性・有益性の側面を重視することによって家事労働の収益性を考えたい。

次に、法律学的視点から家事労働の収益性の問題についてアプローチを行う。

学説は、「主婦労働は経済上有価値か否かに関係なく、その有用性を肯定さるべきであると共に、遺失利益の算定可否の問題も労働力の交換価値の面をとりあげるだけでは足らず、むしろ問題は、法律学上これをいかに評価するのが合理的かということにあろう」と説明している。また、家族生活における夫婦の本質的平等の理念の実現を志向して、「妻の無償の家事労働を夫の生産労働と同等に評価する法的措置を必要とする。つまり、夫の労働力は妻の家事労働によって再生産されるのであり、夫によってもたらされる収入は実質的には夫婦の共同労働の結果であることを承認して、妻が夫の労働に参与する婚姻中の所得・財産は、たとえ夫名義でも、実質的にみて夫婦の共同所有に帰せしめるべき法的処置が必要となる」とする。本説は労働力再生産理論を夫婦関係（婚姻経済生活）に展開して家事労働の成果によって夫の社会的労働に商品価値をもたらすとして家事労働の有償性を肯定する。

ところで從来判例は主婦の逸失利益について積極・消極の議論が展開されてきたが、最高裁49年判決（最高裁 昭和49年7月19日判決破棄差戻『最高民集』28巻5号、872頁）は、交通事故死した7才の女児の逸失利益について、婚姻後の主婦の家事労働の財産的価値を積極的に認めた点で注目に値する判決である。

判決理由において、次のように示した。

「おもうに、結婚して家事に専念する妻は、その従事する家事労働によって現実に金銭収入を得ることはないが、家事労働に属する多くの労働は、労働社会において金銭的に評価されるものであり、これを他人に依頼すれば当然相当の対価を支払わなければならないのであるから、妻は、自ら家事労働に従事することにより、財産上の利益を挙げ

ているのである。一般に、妻がその家事労働につき現実に対価の支払を受けないのは、妻の家事労働が夫婦の相互扶助義務の履行の一環としてなされ、また、家庭内においては家族の労働に対して対価の授受が行われないという特殊な事情によるものというべきであるから、対価が支払われないことを理由として、妻の家事労働が財産上の利益を生じないということはできないのみならず、法律上も、妻の家計支出の節減等によって蓄積された財産は、離婚の際の財産分与又は夫の死亡の際の相続によって、「妻に還元されるのである」また、家事労働能力の金銭的評価について、「妻の家事労働は財産上の利益を生ずるものというべきであり、これを金銭的に評価することも不可能ということはできない。ただ、具体的的事案において金銭的に評価することが困難な場合が少なくないことを予想されうるところであるが、かかる場合には、現在の社会情勢等にかんがみ、家事労働に専念する妻は、平均的労働不能年令に達するまで、女子雇用労働者の平均的賃金に相当する財産上の収益を挙げるものと推定するのが適当である」。

最高裁49年判決は、家事労働が財産上の利益を生じる論拠として代替労働理論を適用し、評価基準として女子労働者の平均賃金を採用しているが、この点について評価基準の合理性の問題として後述するので詳細は略す。

すなわち家事労働のうち、家事作業（掃除、洗濯等）に属する労働は、労働社会において金銭的評価が可能であり（家政婦等の賃金等）有償性を認める。また、家計支出の節減による積極財産の防止により夫婦共同財産の蓄積をもたらすことによっても家事労働の財産上の利益が帶有しているとする本判決の理由から、学説は家政婦の賃金相当額ないし夫婦共同財産の持分権相当額とするのが判決内容の論理的帰結として妥当する⁽⁷⁾と解している。

ところで従来の伝統的な逸失利益概念による限り、逸失利益は有形的現実的利益を意味するために被害者が稼働能力を喪失したために将来取得することのできたはずの収入の喪失を前提とする。

本判決は家事労働が現実に金銭収入を得ることのない労働であると認めた上で、労働代替理論を適用することによって財産上の利益を認めているが、現実の収入を予想して所得喪失を捉える所得

喪失説の理論に整合性がない。

II 女児の逸失利益と男女間の格差是正について判例の動向

女児・主婦の逸失利益の評価について、男児・成人男性の場合と対比して評価額の面で格差が明白である。その理由として評価額算定の基礎資料に男女別の格差の明白な賃金センサスを採用している点にある。したがって裁判実務上不合理な男女間の格差是正の方法論的立場から、〔1〕全労働者平均賃金額で算定する方法。〔2〕女子労働者全産業平均賃金額で算定する方法。なお、通常の労働ならびに家事労働に従事した範囲について、〔A〕家事労働分を加えて算定する方法。〔B〕家事労働分を加算しない方法。〔3〕生活費控除によって算定する方法。〔4〕女子労働者産業平均賃金額に慰謝料の増額によって算定する方法に大別することができる。

以下に、上記の順序にしたがって判例を概観して考察する。

〔1〕〔1〕制限速度超過、赤信号無視の加害車輌が横断歩道上を歩行中の8才の女児と衝突し即死させた。

「志をりが死亡時8才であったことは当事者間に争いがない。同女の労働可能年数は22才から68才までの46年、その収入は公刊されている昭和51年賃金センサス中の全労働者の平均給与額に依拠し、生活費は収入のうち35パーセントを占めるものとして逸失利益を算出し、現価はライプニッツ式によって換算するのが相当である」（東京地裁昭和53年10月23日判決『判例タイムズ』428号、186頁）

判決は逸失利益算定の基礎となる財産上の利益について、昭和51年賃金センサスの全労働者の平均給与額を基準にして、1281万余円を認めた。慰謝料は本人分400万円の外、両親各々200万円、祖父母各々100万円、計1000万円を認めたが、両親分を各々300万円に修正し、合計1200万円とした。

女児の収入の予測について、裁判実務の大勢は女子労働者の平均賃金に依拠しているが、本判決が全労働者の平均賃金によって算出している点で特徴的である。

〔2〕〔A〕〔2〕2才11ヶ月の幼女が交差点に

おいて大型バスに轢過されて即死した。

「《証拠略》によると、同女は、原告剛志（当時35才）、同愛子（当時29才）及び兄敦法（当時6才）、姉多枝（当時4才）と幸福な家庭生活を営んでいた、健康な、元気な子であったことが認められる。そして、3才女児の平均余命が70年を超えることは当裁判所に顕著な事実であるから、これと右実枝の健康状態とによれば、実枝は本件事故に遭遇していなければ、その平均余命を全うすることができ、その間、控え目に見ても、中学卒業の満16才から満67才までの51年間、その全期間を通じて平均すると、平均的中卒女子労働者と同程度の稼働をなし得たものと推認される。このような女子労働者の稼働能力評価に当っては、賃金センサス等が参考とされるべきであるが、公務員の場合についていえば、賃金センサスによる女子労働者の収入は不相当地低すぎ（例えば、昭和47年センサスによると、中卒労働者の全平均収入額は、中卒男子労働者全平均の5割にも満たない。同年齢層にあっては、男女間に、それ程の労働能力格差があるとは考えられない。）これは女子労働者が家事に従事することが多いことから、稼働自体の時間が制限されたり（例えば、パートタイム労働者）、あるいは長期に亘る就労を前提としない稼働であったり（例えば、結婚までの就労等）することによるものと判断されるから、賃金センサスの数値のみによることは極めて合理性を欠くものというほかなく、一般女子労働者の労働能力の評価に当っては、右センサスの数値に家事労働分を加算して評価しなければ、合理性、妥当性を欠くものというべきであるが、このように考えると、実枝が本件事故によって奪われた労働能力は、控え目に考えても、中学卒業後の満16才から51年間、全期間を通算して平均すると、昭和47年賃金センサスによる中卒女子全労働者の平均年収金60万7,600円、極めて控え目に考慮した家事労働分年金24万円を併せた金84万7,600円を下らない収益を得ることができたものとして評価・算定するのが相当である。……実枝は、本件事故に遭遇していなければ控え目に考えても、中学卒業後84万7,600円の収入を得、それより自己の生活の維持・促進等の費用としてその半分を支出したものと推認される。この実枝の逸失利益の事故発生時の現価を、本判決言渡までは単利（ホフマン式）、そ

れ以降は複利（ライプニッツ式）により年5分の割合による中間利息を控除し、さらに死亡に伴い支出を免れた生活費及び年当り12万円の稼働開始に至るまでの13年間の養育費を控除して算出しても、原告ら請求額の金258万7,402円を下ることはないことは明らかである」（東京地裁 昭和49年2月19日判決『判例時報』746号、63頁）。

本判決は賃金センサスについて、女子労働者と男子労働者との格差の原因について、女子労働者は専業以外に家事労働に従事するケースが多く稼働自体の時間的制限がなされている点を重視し、女子労働者の労働能力評価について合理性・妥当性の視点から、賃金センサスの数値に家事労働分（年金24万円）を加算することによって調整をしている。また稼働期間を中学卒業の満16才から満67才までの51年間にすることで増額をはかっている。

（3）同 旨（東京高裁 昭和55年11月25日判決1審東京地裁 昭和53年10月23日判決『判例時報』990号、191頁）

〔B〕（4）14才の女子中学生が自転車で国道を通行中に大型貨物自動車に追突され即死した。

1審（長野地裁木曾支部 昭和57年3月26日判決）は、高卒女子労働者の平均給与額に家事労働分（年額60万円）を加算して算定した。2審（東京高裁 昭和57年12月30日判決）によると、高卒女子労働者の企業規模計によって給与額を基準にして生活費を35パーセント控除したが、家事労働分の加算を認めなかった。

最高裁は、次のように判決理由を示して上告を棄却した。

「美由紀が専業として職業に就いて受けるべき給与額を基準としての将来の得べかりし利益を算定するときには、美由紀が将来労働によって取得しうる利益は右の算定によって評価し尽くされることになると解するのが相当であり、したがってこれに家事労働分を加算することは、将来労働によって取得しうる利益を二重に評価計算することに帰すから相当ではない。そして賃金センサスに示されている男女間の平均賃金の格差は現実の労働市場における実態を反映していると解されるところ、女子の将来の得べかりし利益を算定するに当たって、予測困難な右格差の解消ないし縮小という事態が確実に生じるものとして現時点において

て損害賠償額に反映させ、これを不法行為者に負担させることは、損害賠償額の算定方法として必ずしも合理的なものであるとはいえない。したがって美由紀の得べかりし利益を算定するにつき、美由紀の受けるべき給与額に更に家事労働分を加算すべきではないとした原審の認定判断は、正当としては是認することができる」(最高裁 昭和62年1月19日判決 上告棄却『最高民集』41巻1号、1頁)。

本判決は有職主婦の場合、逸失利益は女子労働者の平均賃金額を基準にすべきであって、男女間の平均給与額に格差があるとしても、家事労働分を加算することは労働上の取得利益を二重に評価することになるとして消極的に解している。

従来下級審判例(東京地裁 昭和53年10月23日判決『判例時報』1023号、47頁・鹿児島地裁 昭和56年6月30判決『交通民集』14巻3号、54頁・神戸地裁 昭和58年5月30日判決『交通民集』16巻3号、767頁・東京高裁 昭和58年1月31日判決『判例時報』1073号、83頁)には家事労働分を加算することに消極的である。その論拠として、「家事労働は、家庭の構成員として仕事の分担によるもので、主婦が家事労働に従事することより家計費の節減を考慮して生活費控除に反映すべきであって、給与額に加算するのは相当でない」としている。

本判決が有職主婦の家事労働分を加算することは労働上の取得利益の二重評価計算することになるとしているが、この点について疑義をもつ。

その論拠として、有職主婦の場合、社会的労働のほかに主婦として家庭責任(家事・育児・老親の介護等)を二重に負担しているのは社会の現状である。有職主婦の場合、給与額に家事労働分を加算することによって所得額自体は増加するが、家事労働分は家事労働の成果に対する計算上の数額を意味するから、社会的労働上の取得利益とは質的に異なる性格のものであって、判旨のように給与額に家事労働分を加算しても、労働上の取得利益の二重評価していることにはならない。そして本判決は家事労働の成果を生計費の控除に反映させることによって合理性があると判断している。生計費について男女間に相違はないと考えるので、生計費を控除することによって男女格差は解消されないと考える。

[3](5)女子中学生(12才)が交差点を青信号で横断中、貨物自動車に接触し轢過し、全身打撲のため死亡した。

「ところで、男子平均給与額に比し女子の平均給与額は低額であるが、女子の場合には家事労働を斟酌してその生活費の控除を45パーセントに留め、もって、損害額の男女差を縮小するのが相当である」(鹿児島地裁 昭和56年6月30判決『交通民集』14巻3号、756頁)

本判決も女子労働者の平均賃金を評価の基準として、家事労働分を斟酌して生活費の控除を45パーセントにしている。家事労働分を如何程に斟酌しているかは不明であるが、生活費の控除額45パーセントに包含しているのであるから少額評価しているものと考える。この点について、学説は生活費は労働力の再生産のために必要な費用を意味するため、男女間に額の面で格差が少ないとしており、生活費の控除の方法による男女間格差の解消に否定的である。

III 女児の逸失利益と男女格差是正について学説の動向

逸失利益の評価について男女格差を是正するために、学説が如何なる算定方法を支持してそれを支える理論構成について考察する。

[1説]

全労働者の平均賃金で算定する方法を支持する説

「男女を平等に取り扱うことは憲法の命令でもあり、現実に過去に比べて女子の社会的進出が増大しており、また男女雇用機会均等法も制定されて、俸給の面でも男女を平等に取り扱うことが志向されている今日の状況において、こと幼児の逸失利益の算定について男女を平均に扱っても、つまり同じ算定基準に基づいて逸失利益を弾き出しても、現実を無視したことにはならないのではないかと思われる。その点からすると、慰謝料というやや把握のしにくい制度で調整する方法より、全労働者の平均賃金で逸失利益を弾き出す方法がより合理的ではないかと思われる」⁽⁸⁾と解している。

1説は賃金センサスにおいて、男女の平均的賃金の格差は正の方法として、憲法14条の男女平等の理念を賠償額の算定に直接に反映させるために

全労働者の平均賃金額を基準にする。また当該方法の実現可能性について、労働社会の現状が男女雇用機会均等法の制定を契機に男女の労働条件について平等かへの方向を示しており、従来の差別的取り扱いが困難になりつつあるという社会的環境が生れつつある。なおこの場合、男児についても男子労働者の平均賃金ではなく、労働者の平均賃金センサスによるべきである⁽⁹⁾とする。

[2説]

男子労働者の平均賃金的を算定基準にする方法を支持する説

「女子の逸失利益にあたっては稼働可能な全期間を働き続ける男子労働者の平均賃金を基礎とした算定が可能ではなかろうか、……現実社会の状況に影響されることなく、できるだけ理念的な思考方法によってこれを捉えるべきであって、特段の事情が立証されない限りは、男女平等の理念にしたがって、男女共に平等に労働社会に参加して収入を上げることができ、平等に家事労働も分担し、平等に子を養育するものとして捉えるべきではないかと考えるわけです。したがって、結論としては、労働者の稼働能力を一応十分に買い取っているとみられる男子労働者の平均賃金を女子稼働能力の算定の基礎とすることによって、逸失利益における男女の格差是正は可能となる」⁽¹⁰⁾と解している。

2説は、1説と同様に男女平等の理念によって労働社会における男女の賃金格差を是正する論理を展開している点で帰一する。社会の現状として、稼働可能における専業としての労働の継続に男女間に差異があるとしても、裁判実務が示唆するように、女児の場合、稼働可能な全期間を稼働するものとして給与を算定の基礎にしている。また本説は労働生活と家族生活を一体的に捉えて男女の相互的協力によって維持していく完全平等社会を理想にしている点で賛成するが、その点からすると、むしろ1説のように男女を含む全労働者の平均賃金を基礎にする方法が望ましいのではないかと考える。

[3説]

女子労働者の平均賃金を基準にして家事労働分を加算する方法を支持する説

「現在の女子平均賃金は女子の労働能力をトータルに評価する資料としては甚だ不十分というほ

かはなく、平均賃金の男女格差は正しい意味の男女の労働能力の格差に対応したものとはなっていない。そうだとすれば、幼児（→主婦）の労働能力にあたって、少なくとも家事労働分の評価を現在の女子平均賃金に上乗せする根拠は十分あるといえよう」⁽¹¹⁾と解している。

本説は女子の労働能力には潜在的稼働能力と顕在的家事労働能力の両面からの評価の必要性を指摘する。この点について、専業として有職主婦についても男子労働者に比較して家事労働上の負担は大きく、それが女子労働者の賃金体系に転化してマイナス要因をなしていることも考えられる。したがって有職労働に従事する女性ないし主婦に対して本説は妥当性がある。

[4説]

慰謝料による算定基準によって男女格差を是正する方法を支持する説

「幼児の損害賠償額における男女格差については、本来損害賠償請求は扶養的構成によるべきであると考えるので、両親の慰謝料請求によるべきであり、これによって格差はそもそも発生しなくなる」と解している。

本説は幼児の損害賠償請求の法律構成として扶養的構成による結果、両親の慰謝料請求を認めることになる。

慰謝料による評価を重視する説は幼児等の賠償額の算定について、逸失利益構成を否定して被害者を失ったことによる両親または近親遺族の精神的損害ならびに将来の扶養的利益の侵害による財産的損害を包含した慰謝料請求に限定する。ところで被害者や近親者の精神的苦痛自体主觀性を帶有しているために金銭的に転化して計数的に評価することは困難である。したがって賠償方法として画一的に処理することが可能である定額賠償の方法が考えられている。慰謝料による評価である以上、評価の過程で個別的、具体的に行うことはできないとしても、被害者や近親者の条件を考慮しないで行こうことは合理性を欠くことになる。

したがって学説は一律の定額賠償について、被害者の年齢別の賠償額の評価の必要性を指摘している。⁽¹²⁾

次に、上記の諸学説の見解を参考にして若干私見を述べる。

憲法14条の男女平等原理ならびに民法1条のII

の個人の尊厳と両性の本質的平等の趣旨から、男女の賃金格差を是正する方向で評価をすべきである。

ところで労働と賃金の関係は労働契約によって決定される。賃金は労働の対価であるから、提供する労働の質と量に相当して賃金が支払われる。

労働の質の問題であるが、労働の質は就業分野または就業形態との関連性において決まる。

女子労働の低賃金の原因について、労働の質的な面から、学説は次のように解している。すなわち女子労働者の就業分野は、製造業、サービス業等に集中し、また業務従事者が多く、専門職や技術職として働く女子が極めて少ないと、女子労働者の集中するこれらの分野は一般的に賃金や昇進の機会にもめぐまれない等労働条件の悪さを指摘している。

次に、労働の量の問題であるが、結婚、出産、育児等の家庭責任に対する女子労働者特有の理由による短期的就労のケースが比較的に多いことがある。

いずれにしても男女間の賃金格差は、労働社会の実態に即して労働の質・量の面から個別的に捉える限り不可避的である。

このような労働社会の状況のもとで賃金格差を解消するための理論構成として、稼働能力喪失説の適用が望ましい。

この説の特徴は有形的な収益の現存を前提にしていないために被害者の個人性を超えて稼働能力の喪失自体を損害と看做している点にある。したがって主婦の場合、家事労働の収益性について蓄積財産に対する貢献度等、個別的具体的に考慮する必要性はなく、潜在的稼働能力を有している限り、財産的評価が可能である。そして評価の基準として、全労働者の平均賃金を用いることによって男女間の格差は是正されるものと考える。筆者は1説を支持する。

あとがき

以上のように、本稿の目的は、憲法14条の男女平等の理念が社会的現実をふまえて実質面で如何に実現されているかについて、女児の逸失利益ならびに密接にかかわっている家事労働の価値評価の問題について、判例ならびに学説の動向を概観して明らかにする点にあった。

家事労働の価値評価について、家事労働が家族の維持発展のために有益な労働であることに疑う余地はない。問題は家事労働の成果を如何に財産上の利益に連動させていくかが重要であって、そのため法律構成は多様化している。換言すれば、家事労働を有償労働であると観念したうえで、その成果を如何に合理的に評価するかの視点から、これを捉えていくことが重要である。

裁判実務上女児の逸失利益について、下級審において積極的態度が定着している。

周知のように、最高裁昭和49年判決（最高裁昭和49年7月19日判決 破棄差戻『最高民集』28巻5号、872頁）は主婦の家事労働に財産上の利益を認め、これを損害賠償額の算定の基礎にした点で注目に値する。次に、最高裁昭和62年判決（最高裁 昭和62年1月19日判決 上告棄却『最高民集』1巻1号、1頁）は女児の逸失利益の評価の基礎として、有職主婦の取得利益を職業上の給与額を用いるべきであって、これに家事労働分の加算を否認した。

有職主婦は家庭責任と二重に負担しているのが社会の現状であって、有職主婦の家事労働の財産的利益を過少評価している点で疑義を持つ。

女子労働者の平均賃金の低額の原因として、有職女性の家庭責任に対する二重負担を指摘している下級審判例もある。

女児の逸失利益評価の男女格差是正の方法として、裁判実務上評価の基礎に女子労働者の賃金センサスを活用しているが、賃金の差額分について、女子労働者の賃金センサスの数値に家事労働分を加算する方法、生活費の控除を少なくする方法、慰謝料の増額で補填する方法等によって是正を行っているが、いずれにしても男女間の賃金格差による不公平を解消するために十分には機能を果していない。

その主要な原因として、学説は、「根元的には男女固定観念や役割分離意識に基づくもの」⁽¹⁴⁾と指摘しているが、労働社会における性差別意識や男女の役割分担の固定観念が、女子労働者の賃金体系の形成過程に集約的に反映していることは否定できない。そうだとすれば、男女間の格差是正の方法について、憲法の男女平等の理念の観点から、被害者の個別的条件にとらわれずに労働能力の喪失自体を損害と考え、喪失利益の金銭的評価

を裏付ける資料として、全労働者平均賃金を基準

にして評価する方法がよいであろう。

注

- (1) 竹中恵美子「家事労働の経済的評価」『ジュリスト』(増刊総合特集)『現代の女性—状況と展望』1976年、194頁参照。
- (2) 広田寿子『現代女子労働の研究』労働教育センター、1979年、283頁参照。
- (3) 広田・前掲書、282頁参照。
- (4) 大森和子・阿部和子・天野寛子・杉本照子・伊藤セツ『家事労働』光生館、1981年、215頁参照。
- (5) 川村フク子「交通事故と民事責任」『判例タイムズ』212号、1967年、108頁参照。
- (6) 有地亨「特有財産、帰属不分明財産の夫婦共有の推定」『注釈民法(20)』有斐閣、1966年、408頁参照。
- (7) 中川良延「主婦の生命侵害と逸失利益」『ジュリスト』昭和49年度重要判例解説』1974年、80頁参照。
- (8) 山口純夫「逸失利益の算定と家事労働の評価」『判例タイムズ』649号、1987年、117頁参照。

- (9) 能見善久「女兒の逸失利益算定方法」『法学教室』78号、1987年、84頁参照。
- (10) 鍛冶千鶴子「男女間格差の問題」『交通法研究』第10-11合併号、1982年、117頁参照。
- (11) 楠本安雄「幼児の損害賠償」『ジュリスト』(増刊総合特集No.8)1977年、183頁参照。
- (12) 松浦以津子「有職主婦の逸失利益の算定方法」『判例時報』(判例評論296号、37頁)1085号、1983年、197頁参照。
- (13) 浅野直人「就労前の年少女子の得べかりし利益の喪失による損害賠償額を女子労働者の平均給与額によって算定する場合と家事労働分の加算の可否」『判例時報』(判例評論344号、57頁)1243号、1987年、203頁参照。
- (14) 奥山明良「男女雇用機会均等法の到達—アメリカの状況との対比を通して—」『季刊労働法』総合労働研究、1987年、39頁参照。